

平成24年6月21日 阿蘇市議会第5回臨時会の経過と結果の報告

第5回臨時会において、審議された案件の結果については、以下のとおりであります。

議案第55号 工事請負契約の締結 について

内牧小学校校舎耐震
補強工事

【契約相手】

- ・増永
- ・紅屋
- ・帯屋
- ・森

建設工事共同企業体
代表(株)増永組

松島 秋男

【契約金額】

2億1840万円

【落札率】

97・7%

議案第56号 工事請負契約の締結 について

碧水小学校大規模改
修等工事

【契約相手】

- ・建吉
- ・田上
- ・下村
- ・菅

建設工事共同企業体
代表(株)建吉組

笹原 健嗣

【契約金額】

2億5452万円

【落札率】

97・9%

今回の両工事請負契約とも地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらるものであります。また、今回の入札は、異業種4社の共同企業体5社による指名競争入札でした。その共同企業体の構成は、まず、親となる建設一般の会社（市外）、次に阿蘇市内における建設一般の会社、それから、電気工事関係の会社、それから管工事（設備工事）関係会社になります。この工事請負契約に關しましては、6月13日に行われました指名競争入札の結果を踏まえ、年度内竣工をめざし、早急に議会の議決を経る必要があったため、今回の臨時会を開催したものであります。

であり、碧水小学校大規模改修に關しましては、学校統合を目前に控えた改修であり、両校とも速やかな完成が望まれます。しかしながら、授業と並行して工事を進めることになるため、出来るだけ授業に支障のないような工程を組んで、工事を進めてまいります。以上のような説明があり、両議案とも可決すべきものと決定しました。

議会の豆知識

地方自治法第96条

第1項第5号とは

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結すること。

これに従い、阿蘇市条例に次のように謳いこまれています。

阿蘇市議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第2条

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とする。